

件名	愛媛県子ども子育て応援基金条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 設置 子どもや子育て世帯を支援する施策を実施する財源に充てるため、基金を設置</p> <p>2 積立て (1) 次の額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額 ・基金事業の実施のために寄附された寄附金の額に相当する額 ・寄附金の額に相当する額を基準として知事が必要と認める額 (2) (1)以外で積立てを行う場合 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○基金の原資 民間企業等からの寄附金、県の出捐金等</p> <p>○基金の用途 子育て世帯への支援や貧困等の問題を抱える子どもの居場所づくり、西日本豪雨で被災された子どもへの支援、子どもを支える地域の民間団体の活動を支援する事業等に活用する。</p>	